

こどもの性被害撲滅のために

～こどもを守るために社会全体でこどもを見守る～

児童ポルノ被害の現状

SNS等を利用してこどもが、裸の画像を送信する・させられる等の児童ポルノ等の被害者となる事案が発生しています。

ネット上に一度流出した写真や動画は、回収・削除が困難であり、こどもの苦しみは一生続きます。

家族で使い方を見直しましょう。

被害に遭わないために

犯罪被害、トラブルを防止するために

「フィルタリングの利用」・「家庭でSNS利用のルール作り」を行いましょう。(フィルタリングの設定は、スマホ購入時に店頭で実施してもらえます。)

ご家庭で作るSNS利用上のルールの一例

- ☐ 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない、送らない
- ☐ 個人が特定される情報は書き込まない
- ☐ 知らない人と電話やメール、メッセージの交換はしない等

広報

筑摩野

松本警察署
村井・寿交番
Tel : 58-2024
佐藤

裸の画像などは知り合いであっても絶対に、

- ・ 撮らない
- ・ 撮らせない
- ・ 送らない



「児童虐待」から子供を守ろう

児童虐待とは、保護者とその監護する児童(18歳未満の者)に対し、次のような行為をすることをいいます。

身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、激しく揺さぶる、戸外に閉め出すなど児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待

児童に対し淫行する、性的暴力・性的行為の強要やそのおかし、児童に性器や性交を見せる、児童ポルノの被写体にするなどわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

怠慢又は拒否(ネグレクト)

適切な食事を与えない、乳幼児を車の中に長時間放置する、乳幼児を家に残したまま長時間外出する、着衣を長時間着替えさせないなどひどく不潔なままにする、病気になっても医者にみせないなど保護者としての監護を著しく怠ること

心理的虐待

暴力的な言動により児童を脅す、他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的取扱いをする、児童を無視したり拒絶的な態度を示す、児童の面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るうなど児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



『ストーカー被害』や『DV被害』我慢しないで、すぐに相談を！！

「ストーカー」や「DV」は、放置するとエスカレートして、殺人など生命に関わる凶悪事件に発展するおそれがあります。早めの相談が、早い解決につながります！！

☆相談窓口検索は右のQRコードから☆

